

京都市告示第 340 号

平成31年4月1日京都市告示第15号（京都市市民活動センターの施設の使用料等の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

令和2年10月1日

京都市長 門川 大作

表中

「

京都市中唐戸児童館運営委員会	京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
----------------	---------------------------------------	-------------------------

」

を

「

京都市中唐戸児童館運営委員会	京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	平成31年4月1日から令和2年9月30日まで
一般社団法人上鳥羽絆会	京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの施設の使用料及びコピー機の利用料	令和2年10月1日から令和4年3月31日まで

」

に改めます。

(文化市民局地域自治推進室)